

核兵器禁止条約採択を歓迎する声明

2017年7月20日

太平洋核被災支援センター

2017年3月から国連で「核兵器禁止条約」締結の交渉が始まり、7月7日に国連加盟193か国の3分の2に近い賛成122票、反対1票、棄権1票で採択されました。「核と人類は共存できない」ことを身をもって体験した私たちにとって待ちに待った採択であり、心より核兵器禁止条約の採択を歓迎します。同時に、本来条約採択に向けて積極的役割を担うべき日本政府が、採択に反対するという国際社会に恥ずべき態度で終始したことに対して、ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ・福島と4度の核被災を体験した国民を代表し、強く抗議を表明します。

条約の第6条「支援」に「締約各国は、核兵器の使用や実験に伴って悪影響を受けた管轄下の個人に関し、国際人道・人権法に従って、医療ケアやリハビリ、心理的な支援を含め、年齢や性別に適した支援を十分に提供する。社会的、経済的な面についても同様である。」と記されました。

1954年3月から5月にアメリカが太平洋マーシャル諸島ビキニ環礁で実施した6回の水爆実験で第五福竜丸はじめ日本のマグロ船が被ばくした事件は広島、長崎への原爆投下に続く「第3の被ばく」として国際的に注目されました。日本政府は3月～12月までに帰港した漁船を対象に魚の放射線量を検査し、約500トンのマグロが廃棄され、汚染マグロを廃棄した日本漁船は延べ約1000隻に上りました。放射性降下物はビキニ環礁から日本・フィリピン・メキシコなど北半球を中心に地球規模で広がり、アメリカ中西部には日本の5倍も降っています。6回の実験の総核威力は48.3メガトン(広島原爆の約3220倍)、放射性降下物総量は100日後で22.73メガキュリー(2273万キュリー、84万テラベクレル)とアメリカエネルギー省公文書は記録しています。

ところが日本政府は、帰港時のマグロの放射線検査を12月中止し、1955年1月、アメリカに「損害賠償」を求めず「見舞金」として200万ドルを受け取り、これで最終解決とする政治決着をしました。アメリカが公海で一方的に行った核実験は国際法違反であり、マグロ漁をしていた日本漁船には何の責任もありません。この政治決着によって放置された被災船員・遺族が62年を経て2016年の5月9日に日本政府の責任を問う国家賠償訴訟を起こしました。

アメリカは、ビキニ環礁での水爆実験後も大気圏核実験を繰り返し、太平洋で105回の核実験を行いました。アメリカ、旧ソ連、イギリス、フランス、中国などの核保有国の大気圏核実験が合

計488回もおこなわれ、地球の放射能汚染、放出される放射線の影響は地球全体に広がりました。

1963年8月の「部分的核実験停止条約」により、主な大気圏内核実験は中止されました。しかし、核実験を行った核保有国はいずれも、その被害の実相を明らかにせず、その後も地下核実験を続け、1998年までに合計2000回以上の地下核実験を行いました。

核実験による被災は地球規模に広がっているにも拘らず、核保有国は核被災の実態を核実験参加兵士の問題として過少評価して伝えています。引き続き核兵器禁止条約採択に核保有国の参加を促し、核廃絶への道を実現していくためにも、世界が共同して核兵器の使用と核実験、原発事故がもたらした地球規模の環境汚染と、人類の生命への長期的な脅威を示すべきです。

特に日本政府は、4度の核被災を体験した国として、核問題を総合的に検証し、核保有国に対して、自国の核実験について検証するよう提起すべき役割と責任を担っていることを強く訴え、私たちは、次のような行動を呼びかけます。

- 1、9月20日から条約の署名が開始されます。被ばく者・被災者の皆さんとともに核兵器完全廃絶をめざす世論をたかめ、各国政府(核保有国および核傘下国を含む)に条約への参加及び批准を求める運動を発展させましょう。
- 2、核汚染から地球を守るために「条約」をわかりやすく教材化し、世界各地で市民レベルの学習・討議を進め、とくに青年・子どもたちの参加・交流を広めましょう。
- 3、世界の核被災地域で核保有国の核使用・核実験の実相を科学的に検証し、核被災ネットワークを形成し、被ばく者・被災者に対する補償制度の確立を進めましょう。

* 出典資料:「キャッスル作戦」放射性降下物—「WORLD-WIDE FALLOUT FROM OPERATION CASTLE」、 「世界の核実験数」—「Wikipedia」

* 連絡先 太平洋核被災支援センター事務局 〒788-0785 高知県宿毛市山奈町芳奈 2779-2
tel/fax 0880-66-1763